

第18号様式(別表関係)

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ生活困窮者住居確保給付金支給申請書(第1号様式)を提出する必要があります。

## 住居確保給付金申請時確認書

### 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと(給与その他の業務上の収入を得る機会が支給対象者の責に帰すべき理由又は支給対象者の都合によらないで減少し、離職等と同程度の状況にある者については、①及び③を除く。)又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
  - ① 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受け、安定所確認印を受けること。
  - ② 月4回以上、多摩市の生活困窮者就労支援員等による面接等の支援を受けること。
  - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- 2 申請者及び申請者と同一世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体が実施する離職者等に対する住居の確保を目標とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 再支給の申請でないこと(過去に住宅手当、住居支援給付又は住居確保給付金を受けたことがないこと。)又は再支給の申請ではあるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと及び受給期間中においても暴力団員にならないこと。

### 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
  - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ② 住居確保給付金受給者が常用就職し、若しくは受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合又はそのことを報告しない場合
  - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く。)
  - ④ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
  - ⑨ ⑧の中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 住居確保給付金の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、多摩市又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

多摩市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

(裏)  
当初申請時

① 添付書類

- |  |
|--|
| 1 本人確認書類<br>運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等 |
| 2 離職関係書類<br>2年以内に離職し、若しくは廃業したこと又は離職等と同程度の状況にあることが確認できる書類の写し      |
| 3 収入関係書類<br>申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し        |
| 4 金融資産関係書類<br>申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し                    |

② 追加提出書類

- |  |
|--|
| 1 求職申込関係書類<br>公共職業安定所から交付を受けた求職受付票   |
| 2 入居（予定）住宅関係書類<br>(1) 住宅喪失者<br>不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第2号様式）<br>(2) 住宅喪失のおそれのある者<br>貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（第3号様式） |